

市町村における合宿を行う団体に対する施設使用料の減免制度一覧【R8】

市町村名	減免内容
1 新発田市	①市内の宿泊施設に宿泊し、体育施設を利用する場合、施設使用料を市民料金（市外加算なし）と同額とする。 ②トップセールスで誘致した合宿については、初年度の体育施設使用料は全額減免。 2年目以降は市民料金（市外加算なし）。
2 見附市	○通常、市外の利用者が体育施設を使用する際は、市内一般料金から2倍となるが、合宿等で市内に宿泊し、体育施設を利用する場合、市内一般料金と同額とする。
3 十日町市	○市外利用者の団体が市内宿泊施設等に宿泊し、体育施設を利用しスポーツ合宿を実施する場合、使用料を1.5倍とせず通常料金とする。 ※当間多目的グラウンド（クロアチアピッチ）については、利用形態が特殊なため適用除外
4 妙高市	○市内宿泊施設に宿泊する合宿者が、市立施設を使用する場合における使用料金については、市立施設の使用料を定める条例の加算割合の規定（市外の者が利用する場合、既定の料金に100%加算した金額を利用料金としている（利用料金が通常の2倍になる））は適用しないものとする。 ※営利若しくは営業を目的に使用等する場合は除く。
5 五泉市	○五泉市合宿誘致促進事業補助金を利用して合宿を行った団体に対して、施設使用料を2分の1に減免する。
6 上越市	○合宿等で、参加者の50%以上が市内の宿泊施設を利用する場合、50%減免。 ※減免対象者であることが確認できる書類及び参加者が利用する市内の宿泊施設が作成した予約状況を確認できる書類が必要
7 佐渡市	○市外の学校が佐渡市内の体育施設で行う体育・スポーツ活動について、施設使用料を半額に減免。
8 魚沼市	○市外団体が体育施設を利用する場合は、0.5倍の加算料金が発生するが、市内宿泊施設に宿泊し、その宿泊施設が利用申請を提出し、体育施設を利用する場合は、施設使用料を市内料金で使用ができる。
9 阿賀町	○合宿等により町内の宿泊施設に宿泊した場合、スポーツ施設の施設使用料を半額に減免する。 （宿泊の証明書（同等の書類含む）等の種類が必要）
10 関川村	○公共のための使用と認められた場合及び教育目的達成上の使用と認められた場合、又は教育委員会において特別な事由有りと認められた場合は料金を減免することができる。